

社会保障・税一体改革成案における年金改革案について

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚生基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ポイント

- 標記につきましては昨今各種報道をされておりますが、今般検討されている項目の概要とスケジュール感等について取りまとめてご案内します。
- 「社会保障・税一体改革成案」は、次のような背景・経緯で取りまとめられました。

- ・背景：少子高齢化等、社会経済諸情勢が大きく変化する中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」の同時達成が不可欠であること
- ・経緯：上記背景を踏まえ、2月5日にスタートした「社会保障改革に関する集中検討会議」における議論を経て、政府・与党は、6月30日に、子ども・子育て、医療・介護、年金、就労促進等に関する社会保障改革の方向（社会保障・税一体改革成案）を取りまとめた。
- ・期待される成果：「必要な社会保障の機能強化」と「制度の持続可能性の確保」

- 作業スケジュールの概要は次のとおりです。

- ・8月～9月：「社会保障・税一体改革成案」に基づき厚生労働省の社会保障審議会等における検討開始
- ・現在まで：社会保障審議会が複数回開催され、検討されている各項目について議論を実施
最近の報道はこの会議内容に基づくものが殆どです。
- ・年内：具体的改革案取りまとめ（改革項目によっては継続検討）
- ・年明け：具体的改革案がまとまったものから、順次通常国会に法案提出される見込み

☞ 検討されている項目と状況等は次頁以降をご参照

検討されている項目の内容

年金改革案としては以下の11項目が検討されていますが、「最低保証機能の強化（受給資格期間の短縮）」(項番2)、「被用者年金の一元化」(項番11)は比較的早期に実現する見込みです。

| 項番 | 項目 | 内容(不明点) |
|----|----------------------|---|
| 1 | 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 | 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の非正規労働者(約400万人)を厚生年金の適用対象とする。 |
| 2 | 最低保証機能の強化（受給資格期間の短縮） | 老齢基礎年金の受給資格期間を25年から例えば10年に短縮する。 |
| 3 | 最低保証機能の強化（低所得者等への加算） | 老齢基礎年金等の受給権者の平均受給額5.4万円を7万円に近づくように加算する仕組みを設定する。 |
| 4 | 高所得者の年金額の調整 | 年収が一定額(例えば1,000万円)以上の者について所得に応じて老齢基礎年金額を減額していき、更に一定額(例えば1,500万円)以上の者には基礎年金を全額支給しない。 |
| 5 | 第3号被保険者制度の見直し | 第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者(第3号被保険者)が負担したものと取扱って年金分割する。 |
| 6 | マクロ経済スライド | 平成16年改正法による本来年金水準と、実際に支給されている年金水準(特例水準)との差である2.5%を3年間で解消(1年あたり0.8~0.9%程度の年金額削減)し、その後毎年マクロ経済スライドを発動する。 |
| 7 | 支給開始年齢の引き上げ | 例として、厚生年金支給開始年齢引き上げスケジュールを3年に1歳から2年に1歳への前倒し、現在のスケジュールで65歳まで引き上げ後、さらに同じペースで68歳まで引き上げ、または前倒しを行った上で、さらに同じペースで68歳まで引き上げを実施する。 |

検討されている項目の内容

| 項番 | 項目 | 内容(不明点) |
|----|---------------|--|
| 8 | 在職老齢年金の見直し | 60歳台前半の者の在職老齢年金を廃止する。または、支給停止基準額を46万円もしくは33万円とする。 |
| 9 | 標準報酬上限の引き上げ | 現行の62万円から健康保険の上限である121万円まで引き上げる。 (標準報酬額増加分は給付に反映しないのか?) (標準賞与額の上限も150万円から540万円に引き上げるのか?) |
| 10 | 産休期間中の保険料負担免除 | 産前・産後期間中も、保険料免除制度の対象とし、将来の年金給付には反映させる。 |
| 11 | 被用者年金の一元化 | 厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。 共済年金の1階、2階部分の保険料率については、早期に厚生年金に揃える。 遺族年金などの共済年金と厚生年金との給付の要件の差については、原則として厚生年金に揃える。 |

現在の検討状況

| 項番 | 検討状況 | 賛否等の状況 |
|------|--|--|
| 1 | 社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会にて検討中。...事業主団体及び労働組合等からヒアリング中 | 業界団体は反対、労組は賛成と意見が分かれている。 |
| 2~10 | 社会保障審議会 年金部会にて検討中。項番9、10は同部会にて今後検討予定 | 項番5、7、8は不利益変更、不公平の発生の点で、反対意見が多い。 |
| 11 | 厚生労働省と共済年金の所管官庁(財務省・総務省・文部科学省)にて調整中 | 社会保障審議会を経ず、関係省庁のみで検討されているため、反対意見はない模様。 |

検討スケジュール概要

非正規労働者の適用拡大
(項番1)

年金現行制度の改善
(項番2～11)

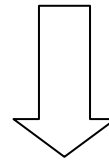
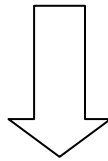
医療保険・年金を横断し、雇用政策と連携した総合的な検討の場を設けて検討
～産業政策と連携して横断的に検討～

「社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会」における検討

「社会保障審議会 年金部会」における検討

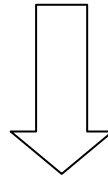
(項番11「被用者年金の一元化」については関係省庁で協議・調整)

平成23年10月
(現在)



平成23年11月
～12月

議論実施後、改革案取りまとめ
(改革項目によっては継続検討)



平成24年1月
～3月、
平成24年度
以降

非正規労働者適用拡大その他の取りまとめられたもの：平成24年以降速やかに法案提出、順次実施
上記の法案提出後も、平成24年以降残された課題を継続的に検討

最低保障機能の強化関係：税制抜本改革とともに平成24年以降速やかに関係法案提出
(財源確保とともに順次実施)

以上